

島根県報

号外第八四号
平成十四年八月一日
(金曜日)

規則

目次

規則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則
島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(地方課)一
()二

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (規則第七五号)

一 規則の概要

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部改正に伴い、所要の事項を定めることとした。

二 施行期日

平成十四年八月五日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第七六号)

一 規則の概要

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部改正及び住民基本台帳

めることとした。

二 施行期日

平成十四年八月五日から施行することとした。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年八月一日

島根県規則第七五号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和四十五年島根県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二総務部の表地方課の項中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

島根県知事 澄田信義

二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の施行に関する事務	1 法第三十条の四十三第五項の規定により、知事の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずること。	1 法第三十条の十第一項の規定により、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせること。
	2 法第三十三条第二項の規定により、関係市町村長の申出に係る住民の住所の認定に関し、決定すること。	2 法第三十条の十第四項の規定により、指定情報処理機関に本人確認情報の提供に係る手数料を指定情報処理機関の収入として收受させること。
	3 法第三十条の十第五項の規定により、指定情報処理機関が定める情報提供手数料の額について承認すること。	3 法第三十条の十第五項の規定により、指定情報処理機関が定める情報提供手数料の額について承認すること。
	4 法第三十条の二十二第二項の規定により、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講すべきことを指示すること。	4 法第三十条の二十二第二項の規定により、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講すべきことを指示すること。

